一般取扱所(塗装場、印刷等)　位置・構造・設備　基準

(政令第１９条第２項第１号)　(省令第２８条の５５)

	指定数量の倍数			１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	政省令等の根拠
□	施設の用途			塗装、印刷、塗布等（危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る）		則２８の５４（1）①
□	危険物の指定			第２類　又は　第４類　（特殊引火物　除く）		〃
□	危険物の数量			３０倍未満		〃
□	保安距離			・・		
□	保有空地			・・		
□	標識・掲示板			必　要		９（1）③　則１７、１８
□	設置場所			建築物内		則２８の５４（1）①
□	階数制限			地階禁止		則２８の５５（2）①
□	防火区画			耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃　②
□	建物構造等	壁		耐火構造		〃　②
□			区画部分	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃　②
□		柱、はり		耐火構造		〃　②
□		屋根(上階の床)		耐火構造		〃　②
□		床		耐火構造(液状危険物　⇒　浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要)		〃　②⑤
□			区画部分	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□ □		窓 出入口		特定防火設備　窓⇒設置禁止 (延焼のおそれのある外壁、区画部分　⇒　随時開放可能な自閉式特定防火設備)		〃　③④
□	★換気設備			必要・防火ダンパー（引火点４０℃未満等　可燃性の蒸気又は可燃性の微粉の滞留するおそれのあるもの⇒強制換気）		〃　⑥⑦⑧
□	★採光・照明			必　要		〃　⑥
□	★電気設備			★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）		９（１）⑰
□	避雷設備			・・・・・・・・・・・・・・・・	必　要　（周囲の状況により設置省略可能）	９（1）⑲　則１３の２の３
□	静電気除去装置			引火点４０℃未満の第４類、固体の非導電性危険物を貯蔵、取り扱う設備に必要 ①接地方式(接地抵抗値１００Ω以下）②蒸気放出方式（湿度７５％以上）③電界除電方式		９（１）⑱
□	附帯設備	★漏れ等防止		漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の付帯設備の設置　可）		９（１）⑬
□		★温度測定		加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置		９（１）⑭
□		★加熱・乾燥		直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災防止の付帯設備の設置　可）		９（１）⑮
□		★加圧装置		圧力計　及び　安全装置		９（１）⑯　則１９
□	２０号タンク			該当タンク貯蔵所の基準参照（容量が指定数量の１／５未満のものを除く）		９（１）⑳
□ □	配管	構造		設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		９（１）21
□		地上設置		地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装		則１３の４
□			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		則１３の５
□			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）		〃
□		地下設置		接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置		
□				地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		則１３の５
□			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置		則１３の４
□			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
□				呼び径１００A以下		
□				取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）		
□		加熱設備		火災予防上安全な構造とする		
□	★ポンプ・弁等			火災予防上支障のない位置に設ける		９（１）22

□ □	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）		20	則３３
□		消火困難	上記以外			則３４
□		電気設備				則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・	・延べ面積５００㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	21	則３８
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要　・自動火災報知設備　・電話　・非常ベル　・拡声装置　・警鐘		

一般取扱所(洗浄)　　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第１号の２）　（省令第２８条の５５の２）

		どちらか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数	１０倍未満	１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	
□	施設の用途	洗浄のため（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る）			則２８の５４（１）１の２
□	危険物の指定	第４類（引火点４０℃以上に限る）			〃
□	危険物の数量	３０倍未満			〃
□	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
□	保有空地	設備の周囲　3m（屋内空地） 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則２８の５５の２（３）
□	標識・掲示板	必　　要			９（１）３　則１７、１８
□	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建　築　物　内		則２８の５５の２（２）（３）
□	階数制限	平　屋　建	地　階　禁　止		〃
□	防火区画	・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃
□	建物構造等　壁	不　燃　材　料	耐　火　構　造		〃
□	建物構造等　壁　区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　柱	不燃材料 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐　火　構　造		〃
□ □	建物構造等　床	不　燃　材　料 危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備及び周囲に排水溝（屋内空地を含む）	耐　火　構　造 液状危険物が浸透しない構造、傾斜、貯留設備		〃
□	建物構造等　床　区画部分	・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　はり	不　燃　材　料	耐　火　構　造		〃
□	建物構造等　屋根　上階有り	・・・・・・・・・・・・・・・	耐　火　構　造		〃
□	建物構造等　屋根　上階無し	不　燃　材　料	耐　火　構　造		
□	建物構造等　天井	禁　　止	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□ □	建物構造等　窓 出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止）	特定防火設備　　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備）		〃
□	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
□	危険物を取扱う設備	可燃性の蒸気又は微粉が設備の外部に拡散しない構造（屋外の高所への排出設備⇒防火ダンパー必要）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□	一般取扱所の用に供する部分	・・・・・・・・・・・・・・・	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれがある時、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備（防火ダンパー必要）		〃
□	★採光・照明	必　　要			〃
□	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	★静電気除去装置	必　要　（堺審査基準で引火点４０℃未満の危険物に必要）			９（１）18
□	避雷設備	・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・	必要（周囲の状況により不要）	９（１）19　則１３の２の３
□	附帯設備　★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□	附帯設備　★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□ □	附帯設備　★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災防止の附帯設備の設置　可）、危険物の加熱防止装置			９（１）15 則28の55の2(2)(3)
□	附帯設備　★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16
□	２０号タンク 流出防止措置	該当タンク貯蔵所の基準参照（容量が指定数量の１／５未満のものを除く） ア・20号防油堤、イ・側溝及び貯留設備、ウ・前記ア、イと同等以上の効果のあるもののうちいずれか必要			９（１）20 則28の55の2(2)(3)
□ □	配管　構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21
□	配管　地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			則１３の４
□	配管　地上設置　支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
□	配管　地上設置　支持物　材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			則１３の５
□	配管　地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□	配管　地下設置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□	配管　地下設置　金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□	配管　地下設置　強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□	配管　地下設置　強化プラスチック製配管	呼び径１００A以下			
□	配管　地下設置　強化プラスチック製配管	取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□	配管　地下設置　保護措置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□	配管　加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22
□	消火設備　★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）			20　則３３
□	消火設備　消火困難	上記以外			20　則３４
□	消火設備　電気設備				20　則３６
□	★警報設備	１０倍以上で義務			21　則３８
□	警報設備　自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		・延べ面積５００㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	
□	警報設備　その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘	

一般取扱所(焼入れ、放電加工)　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第２号）　（省令第２８条の５６）

	項目	どちらか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数	１０倍未満	１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	
□	施設の用途	焼入れ、放電加工のため（危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る）			則２８の５４（１）２
□	危険物の指定	第４類（引火点７０℃以上に限る）			〃
□	危険物の数量	３０倍未満			〃
□	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
□	保有空地	設備の周囲　3m（屋内空地） 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則２８の５６（３）
□	標識・掲示板	必　要			９（１）３　則１７、１８
□	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則２８の５６（２）（３）
□	階数制限	平屋建	地階禁止		〃
□	防火区画	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃
□	建物構造等　壁	（不燃材料）	耐火構造		〃
□	建物構造等　壁　区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　柱	（不燃材料） 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造		〃
□	建物構造等　床	不燃材料（排水溝　必要） 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要	耐火構造		〃
□	建物構造等　床　区画部分	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　はり	（不燃材料）	耐火構造		〃
□	建物構造等　屋根　上階有り	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造		〃
□	建物構造等　屋根　上階無し	（不燃材料）	不燃材料		
□	建物構造等　天井	（禁止）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□ □	建物構造等　窓 出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止）	特定防火設備　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備）		〃
□	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
□	★採光・照明	必　要			〃
□	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	避雷設備	・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・	必要（周囲の状況により設置省略可能）	９（１）19　則１３の２の３
□	附帯設備　★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の付帯設備の設置　可）			９（１）13
□	附帯設備　★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□	附帯設備　★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災防止の付帯設備の設置　可）			９（１）15
□	附帯設備　★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16　則１９
□	緊急時対策	危険物が危険温度に達するまでに警報を発する装置を設置			則２８の５６（２）３
□	２０号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照（容量が指定数量の１／５未満のものを除く）			９（１）20
□ □	配管　構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21 則１３の４ 則１３の５
□	配管　地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			
□	配管　地上設置　支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
□	配管　地上設置　支持物　材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			
□	配管　地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□	配管　地下設置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□	配管　金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□	配管　強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□	配管　強化プラスチック製配管	呼び径１００A以下			
□	配管　強化プラスチック製配管	取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□	配管　加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

	区分	項目	内容		政令	規則
□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）		20	則３３
□	消火設備	消火困難	上記以外			則３４
□	消火設備	電気設備				則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・延べ面積５００㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	21	則３８
□	★警報設備	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所（建築物内のボイラー、バーナー等）　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第３号）　（省令第２８条の５７第２、３項）

□	項目	どちらか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数	１０倍未満	１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	
□	施設の用途	ボイラー、バーナー等（危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限定）			則２８の５４（１）３
□	危険物の指定	第４類（引火点４０℃以上に限る）			〃
□	危険物の数量	３０倍未満			〃
□	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
□	保有空地	設備の周囲　3m（屋内空地）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則２８の５７（３）
		屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱　耐火構造			
□	標識・掲示板	必要			９（１）３　則１７、１８
□	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則２８の５７（２）（３）
□	階数制限	平屋建	地階可		〃
□	防火区画	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃
□	建物構造等　壁	（不燃材料）	耐火構造		〃
□	建物構造等　壁　区画部分	屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　柱	（不燃材料） 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造		〃
□	建物構造等　床	不燃材料（排水溝　必要）	耐火構造		〃
		液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要			
□	建物構造等　床　区画部分	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□	建物構造等　はり	（不燃材料）	耐火構造		〃
□	建物構造等　屋根　上階有り	・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造		〃
□	建物構造等　屋根　上階無し	（不燃材料）	不燃材料		
□	建物構造等　天井	（禁止）	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□ □	建物構造等　窓 出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止）	特定防火設備　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備）		〃
□	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
□	★採光・照明	必要			〃
□	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	避雷設備	・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・	必要（周囲の状況により設置省略可能）	９（１）19　則１３の２の３
□	★静電気除去装置	必要　（堺審査基準で引火点４０℃未満の危険物に必要）			９（１）18
□	附帯設備　★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□	附帯設備　★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□	附帯設備　★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災防止の附帯設備の設置　可）			９（１）15
□	附帯設備　★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16　則１９
□	緊急時対策	地震時、停電時　⇒　自動遮断装置（非常用電源に係るものを除く）			則２８の５７（２）２
□	２０号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照（容量が指定数量の１／５未満のものを除く）			９（１）２０
	流出防止措置	ア・20号防油堤、イ・側溝及び貯留設備、ウ・前記ア、イと同等以上の効果のあるもののうちいずれか必要			則２８の５７（２）３
□ □	配管　構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21
□	配管　地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			則１３の４
□	配管　地上設置　支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			則１３の５
□	配管　地上設置　支持物　材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			
□	配管　地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□		地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□	配管　金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□	配管　強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□		呼び径１００A以下			
□		取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□	配管　加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

□	区分	項目	内容		政令	規則
□ □	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）		20	則３３
□	消火設備	消火困難	上記以外			則３４
□	消火設備	電気設備				則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・延べ面積５００㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画されていないもの（高引火点除く）	21	則３８
□	★警報設備	その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(屋上設置のボイラー、バーナー等)　　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第３号）　（省令第２８条の５７第４項）

	項目		内容	政省令等の根拠
	指定数量の倍数		１０倍未満	政省令等の根拠
□	施設の用途		ボイラー、バーナー等（危険物を取り扱う設備を建築物の屋上に設けるものに限定）	則２８の５４（1）３
□	危険物の指定		第４類（引火点４０℃以上に限る）	〃
□	危険物の数量		１０倍未満	〃
□	保安距離		・・・	
□	保有空地		設備（タンクを含む）の周囲に設ける囲いの周囲に３m以上 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱が耐火構造	則２８の５７（４）７
□	標識・掲示板		必　　要	９（1）３　則１７、１８
□	設置場所		壁、柱、床、はり、屋根が耐火構造の建築物の屋上	則２８の５７（４）１
□	危険物を取り扱う設備（配管は除く）		屋上に固定、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納） 周囲に高さ0.15mの囲い	則２８の５７（４）２ 則２８の５７（４）３
□	危険物を取り扱う設備及びタンクの周囲の囲いの内部構造		液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置	則２８の５７（４）８
□	タンク専用室	壁、柱、はり、屋根	不燃材料	則２８の５７（４）９
□		床	耐火構造 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備を設ける	〃
□		天井	禁　止	〃
□		窓、出入口	防火設備（網入りガラス）、（延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備、窓禁止）	〃
□		囲い等	囲い⇒タンク容量の５０％以上（複数の場合　最大タンクの５０％以上＋他のタンクの１０％） 又は出入口のしきいを高くする	〃
□		★換気設備	必　要・防火ダンパー（引火点７０℃未満⇒強制換気）	則２８の５７（４）9,10
□		★採光・照明	必　要	則２８の５７（４）9
□		★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）	９（１）17
□	★換気設備		必　要（キュービクル内部）	則２８の５７（４）4
□	★採光・照明		必　要（キュービクル内部）	則２８の５７（４）4
□	★電気設備		★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）	９（１）17
□	避雷設備		・・・	９（1）19　則１３の２の３
□	★静電気除去装置		必　要　（堺審査基準で引火点４０℃未満の危険物に必要）	９（１）18
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）	９（１）13
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置	９（１）14
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可）	９（１）15
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置	９（１）16
□	緊急時対策		地震時、停電時　⇒　自動遮断装置（非常用電源に係るものを除く）	則２８の５７（４）11
□	２０号タンク		該当タンク貯蔵所の基準参照（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量未満とし、指定数量の１／５未満のものを除く）	９（１）２０
		２０号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の５０%以上（複数　最大タンクの５０％＋他のタンクの１０％）	則２８の５７（４）6
□	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	９（１）21
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装	則１３の４
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則１３の５
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）	
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食) 措置	
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの	
□			呼び径１００A以下	
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）	
□		加熱設備	火災予防上安全な構造とする	
□	★ポンプ・弁等		火災予防上支障のない位置に設ける	９（１）22
□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）	20　則３３
□		消火困難	上記以外	20　則３４
□		電気設備		20　則３６

一般取扱所(充てん)　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第４号）　（省令第２８条の５８）

	指定数量の倍数		１０倍以下	１０倍超～１００倍未満	１００倍以上	政省令等の根拠
□	施設の用途		液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則２８の５４（１）４
□	危険物の指定		液体の危険物（ｱﾙｷﾙｱﾙﾐﾆｳﾑ等､ｱｾﾄｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ等、ﾋﾄﾞﾛｷｼﾙｱﾐﾝ等を除く）			〃
□	危険物の数量		・・			
□	保安距離		必要			９（１）１
□	保有空地		３ｍ以上	５ｍ以上		９（１）２
□	必要な空地	充てん空地	注油空地の周囲に必要な空地を保有する（危険物を移送する配管を除く）			則２８の５８（２）４
□		詰替空地	詰替空地の周囲に必要な空地を保有する（危険物を移送する配管を除く） 懸垂式は、ホース機器の下方			則２８の５８（２）５
□	標識・掲示板		必要			９（１）３　則１７、１８
□	階数制限		地階禁止			９（１）４
□	建物構造等	壁	耐火構造　又は　不燃材料　（２方以上　⇒　壁　禁止）			則２８の５８（２）1,3
□		柱、はり	耐火構造　又は　不燃材料			則２８の５８（２）１
□		床、屋根	耐火構造　又は　不燃材料			則２８の５８（２）１
□		窓、出入口	防火設備とし　ガラスを用いる場合は網入りガラス			則２８の５８（２）1,2
□	地盤面		ＧＬより高く、傾斜・コンクリート舗装　貯留設備、周囲に排水溝の設置 第４類の非水溶性危険物　取り扱う設備⇒油分離装置を設置			則２８の５８（２）6,7
□	★電気設備		★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	避雷設備		・・・・・・・・・・・・・・・・	必要（周囲の状況により設置省略可能）（１０倍以下）		９（１）19　則１３の２の３
□	★静電気除去装置		特殊引火物、第一石油類、第二石油類を貯蔵、取り扱う設備（水溶性を除く）に必要 ①接地方式(接地抵抗値１００Ω以下）②蒸気放出方式（湿度７５％以上）③電界除電方式			９（１）18
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可）			９（１）15
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16　則１９
□	２０号タンク		該当タンク貯蔵所の基準参照（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の１／５未満のものを除く）			９（１）20 則１３の３
	２０号防油堤		屋外にあるタンク⇒タンク容量の５０%以上（複数　最大タンクの５０％＋他のタンクの１０％）			
□	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			則１３の４
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			則１３の５
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□			呼び径１００A以下			
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□		加熱設備	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等		火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）		必要（高引火点除く）		則３３
□		消火困難	600㎡以上1,000㎡未満必要	必要（高引火点除く）（10倍以上）	・・・・・・・・・・・・・・・・	20	則３４
□		その他	上記以外				則３５
□		電気設備					則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・	延べ面積500㎡以上	必要（高引火点除く）	21	則３８
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘（10倍以上）			

一般取扱所(詰替え)　位置・構造・設備　基準

(政令第１９条第２項第５号)　(省令第２８条の５９)　〈その1〉

	指定数量の倍数		１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	政省令等の根拠
□	施設の用途		固定した注油設備で危険物を容器に詰替え又は容量4,000ℓ以下（2,000ℓごとに仕切ったもの）の移動タンクに注入するもの		則２８の５４（１）５
□	危険物の指定		第４類（引火点４０℃以上に限る）		〃
□	危険物の数量		３０倍未満		〃
□	保安距離		不要		
□	保有空地		不要		
□	詰替空地		注油設備の周囲に〔容器詰替　４，０００ℓ以下（２，０００ℓ以下ごとに仕切ったもの）のローリーへ注入のため〕空地確保		則２８の５９（２）１
			懸垂式は、ホース機器の下方		
□	地盤面		ＧＬより高く、傾斜・コンクリート舗装		則２８の５９（２）２
□	排水溝・油分離槽		必要		則２８の５９（２）３
□	標識・掲示板		必要		９（１）３　則１７、１８
□	専用タンク等		地下タンク　に限定（専用　1基⇒３０，０００１以下）		則２８の５９（２）４ 則２８の５９（２）５
			設備基準　⇒　専用タンクの基準による		
□	タンクからの配管制限		危険物配管　⇒　専用タンク等から固定給油設備等のみ　設置		則２８の５９（２）６
□	★固定給油設備		危険物が漏れない等　火災予防上安全な構造（省令）		則２８の５９（２）７ 則２５の２
□		構造 配管	金属製　⇒　0.5ＭＰａ以上10分間の水圧試験（不燃性液体、気体含む）		
□		構造 給油管等	ＪＩＳ　Ｋ　６３４３「送油用ゴムホース」１種 安全継手（1.96ｋＮ以下の荷重で離脱）又は給油等の自動停止装置		〃
□		構造 吐出量	軽油⇒180ℓ／分　灯油60ℓ／分（車両に固定されたタンクの場合は、180ℓ／分）		〃
□		構造 外装	難燃性（不燃、準不燃、酸素指数26以上の高分子材料）		〃
□		構造 懸垂式	圧力急上昇時、自動的に配管内危険物をタンクに戻す装置の設置		〃
□		ホースの長さ	5m以下（先端に弁を設ける）		１７（１）10 則２５の２の２
		懸垂式	地盤面上0.5m、半径3mを超える円を描くことができない長さ		
□		静電気除去	先端ノズルに蓄積する静電気の除去装置の設置（接地抵抗値1,000Ω未満）		
□	固定給油設備の位置		道路境界線⇒懸垂式→４ｍ以上、最大注油ホース全長３ｍ以下→４ｍ以上 最大注油ホース全長３ｍを超え４ｍ以下→５ｍ以上 最大注油ホース全長４ｍを超え５ｍ以下→６ｍ以上		則２８の５９（２）８
			敷地境界線　⇒　１ｍ以上		
			建築物の壁　⇒　２ｍ以上（開口部なし　　１ｍ）		
□		懸垂式緊急停止	必要		〃　9
□	ポンプ機器	分離ポンプ機器 ★設置の	下記の基準に適合するポンプ室に設置する場合、上記位置の基準は適用しない ・壁、柱、床、はり、屋根（上階の床）⇒耐火構造 ・出入口⇒自閉式特定防火設備　　・窓⇒設置禁止		〃　8
□		★油中ポンプ機器	上記位置の基準は適用しない		〃　8
			電動機 ・電動機の固定子は、危険物に侵されない樹脂が充てんされた金属製の容器に収納		則２４の２（１）1イ
			電動機 ・運転中に固定子が冷却される構造　　・電動機の内部に空気が滞留しない構造		〃　ロ、ハ
			電動機 ・電線は危険物に侵されないものとし、かつ、直接危険物に触れない		〃　2
			電動機 ・締切運転による電動機の温度の上昇防止措置		〃　3
			緊急停止 ・電動機の温度が著しく上昇した場合		〃　４イ
			緊急停止 ・ポンプの吸引口が露出した場合		〃　４ロ
			設置基準 ・油中ポンプ設備は地下貯蔵タンクとフランジ接合		〃　５イ
			設置基準 ・地下貯蔵タンク内に設ける部分は、保護管内に設置（十分な強度を有する外装により保護されている場合除く）		〃　５ロ
			設置基準 ・地下貯蔵タンクの上部に設ける部分は、危険物の漏洩点検可能なピット内に設置		〃　５ハ

一般取扱所(詰替え)　位置・構造・設備　基準

(政令第１９条第２項第５号)　(省令第２８条の５９)〈その２〉

	指定数量の倍数			１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	政省令等の根拠
□	建築物	出入口		防火設備		則２８の５９（２）11
□		ポンプ室等	床	危険物の浸透しない構造、傾斜、貯留設備の設置		〃　12
□			★照明等	必　要（前記分離設置のポンプ機器のポンプ室は照明のみ）		
□			★換気等	必　要〈可燃性蒸気の滞留するおそれのある室⇒強制換気）		
□		上屋等	面積	上屋等の水平投影面積／敷地面積≦１／３		〃　14
□			構造	高さ２ｍ以上、耐火構造又は不燃材料		〃　13
□	へい	場所		一般取扱所の周囲		〃　10
□		構造		高さ　２ｍ以上、耐火構造又は不燃材料（周囲に延焼のおそれがある建築物あるとき→防火上安全な高さ		
□	★電気設備			★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）		９（１）17
□	配管	構造		設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		９（１）21
□		地上設置		地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装		則１３の４
□			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		則１３の５
□			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）		
□		地下設置		接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置		
□				地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
□		金属製配管		設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置		
□		強化プラスチック製配管		日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
□				呼び径１００A以下		
□				取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）		
□		加熱設備		火災予防上安全な構造とする		

□	消火設備	消火困難	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	必　要（高引火点除く）	20	則３４
□		その他	上記以外			則３５
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	延べ面積５００㎡以上	21	則３８
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		
□						

一般取扱所(詰替え)　専用タンクの基準　〈その１〉

				政省令等の根拠
□	専用タンク等		地下タンク　に限定（1基⇒３０，０００１以下）	則２８の５９
			簡易タンクの設置は、認めない	（２）４
			設置基準　⇒下記の基準による	（２）５
□		タンクからの配管	危険物配管　⇒　専用タンク等から固定給油設備等のみ　設置	（２）６

								政省令等の根拠
□	地下タンク	タンク室					地盤面下に設けられたタンク室に設置（危険物の漏れ防止構造タンク除く）	１３（１）１
□		位置					タンク頂部⇒地盤面下０．６m以上	１３（１）３
□		相互間隔					０．５m以上、漏れ防止構造不要	１３（１）４、１３（３）
□		いずれかを選択	通気管				圧力タンク以外のタンクに必要	１３（１）８ 則２０（３）
				種類			無弁通気管又は大気弁付通気管　いずれかを選択	
□					無弁		直径３０mm以上のもの、先端は水平より下に４５°以上曲げ	
□					大気弁		５ｋＰａ以下の圧力差で作動	
□				先端部分			・屋外で地上４m以上、建築物の開口部から１m以上離す ・滞油するおそれのある屈曲禁止 ・細目の銅網等を設置	
□				取り付け位置			タンク本体頂部	
□				地下部分			・地盤面にかかる重量が直接通気管にかからないように保護 ・接合部分（溶接等を除く）は損傷点検措置を講ずる	
□				蒸気回収弁			常時（注入時以外）開放し、閉鎖したとき１０ｋＰａ以下の圧力で開放すること	
□				安全装置			圧力タンク（最大常用圧力±５ｋＰａを超えるもの）に必要	則１９（１）
□					種類		・自動的に圧力の上昇を停止させる装置 ・減圧弁で、その減圧側に安全弁を取り付けたもの ・警報装置で、安全弁を併用したもの ・破壊板（危険物の性質により安全弁の作動が困難である加圧設備に限る）	
□		自動液量表示装置					油量液面計等の設置	１３（１）8の2
□		注入口	位置				火災予防上支障のない場所 道路境界線から３m以上（移動貯蔵タンクが道路上に駐車して注入することは避ける）	１３（１）９
□			緊結金具				注入ホース、注入管と結合でき、危険物の漏れないもの 結合形式⇒ねじ込み式、回転歯止め式、差込歯止め式、フランジ結合式等	
□			弁等				鋼製その他の金属製の弁又はふたを設ける	
□			静電気除去				付近に接地電極を設ける（第２石油類に限る）	

一般取扱所(詰替え)　専用タンクの基準　〈その２〉

					政省令等の根拠
□		タンク室設置	タンク本体構造（材質・板厚）	３．２mm以上の鋼板又は以下の性能を持つもの ・地下貯蔵タンク等の自重、貯蔵危険物の重量、地下貯蔵タンクに係る主荷重並びに従荷重によって生ずる応力及び変形に対して安全なもの ・主荷重及び主荷重と従荷重との組み合わせによりタンク本体に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下であること	１３（１）６ 則２３ 告示４の４７
□			水圧試験	圧力タンク⇒最大常用圧力の１．５倍、それ以外⇒７０ｋＰａで１０分間　漏れ・変形しないこと	１３（１）６
□			外面保護	次の方法により保護すること （ただし、腐食のおそれが著しく少ない材料で造られた場合を除く） ・電気的腐食のおそれのある場所⇒告示で定める塗覆装及び電気防食 ・上記以外の場所⇒告示で定める塗覆装	１３（１）７ 則２３の２(1)
□			タンク室構造	タンク（二重殻含む）とタンク室内側との間隔⇒０．１m以上、乾燥砂の充てん	１３(1)2、１３(2)
□				タンク室の自重、地下貯蔵タンク等に貯蔵する危険物の重量、土圧等の主荷重並びに従荷重によって生ずる応力並びに変形に対して安全なもの 主荷重及び主荷重と従荷重との組合せによりタンク室に生ずる応力は告示で定めるそれぞれの許容応力以下であること	１３（１）14 則２３の４
□			防水措置	水密コンクリート又はこれと同等以上の水密性を有する材料で造る （鉄筋コンクリート造とする場合⇒目地等の部分及びふたとの接合部に雨水等がタンク室内部に侵入しない構造）	１３（１）14 則２４
□	地下タンク	タンク室等（どれかひとつに該当すること）	タンク室構造	二重殻タンクは上記タンク室の構造・防水措置の基準で作られたタンク室に設置する（ただし、第４類の危険物を貯蔵するもので、次の要件すべてに適合するものを除く） ・タンクの水平投影の縦及び横よりも０．６m以上大きく、かつ、厚さ０．３m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること	１３（２）２
□			二重殻タンク　タンク種別（いずれか選択）　鋼製	厚さ３．２mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ３．２mm以上の鋼板を間げきを有するように取りつけ、鋼板と地下貯蔵タンクの間げき内に満たされた鋼板の腐食を防止する措置を講じた液体の漏れを常時検知する設備	１３（２）１ 則２４の２の２
□			外面保護（いずれか）	・プライマーを塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ２mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ２mm以上に仕上げる	則２３の２
□			鋼製強化プラスチック製	厚さ３．２mm以上の鋼板で造った貯蔵タンクの外側に厚さ２mm以上の強化プラスチックを間げきを有するように取りつけ、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	１３（２）１ 則２４の２の２
□			外面保護	・強化プラスチックを被覆した部分（内側）はさび止め塗装、それ以外の部分はタンクの外面にプライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ２mm以上に仕上げる	則２３の２
□			強化プラスチック製	強化プラスチックで造った貯蔵タンクの外側に厚さ２mm以上の強化プラスチックを間げきを有するように取りつけ、強化プラスチックと地下貯蔵タンクの間げき内に漏れた危険物を検知する設備	１３（２）１ 則２４の２の２
□			油種	貯蔵できる油種は、自動車用ガソリン、灯油、軽油、A重油（ＪＩＳＫ２２０５の１種）に限定	則２４の２の３
□			構造	当該タンクに作用する土圧及び貯蔵液圧等による内圧等に対して安全な構造	１３（２）４ 則２４の２の４
□			漏れ防止構造	防水措置を講じた厚さ１５ｃｍ（側方、下方は３０ｃｍ）以上のコンクリートで被覆	１３（３） 則２４の２の５ １３（２）２ 則２３の２
□			タンク構造等	・タンク本体構造（材質・板厚）はタンク室設置の基準により設置 ・タンクの水平投影の縦及び横よりも０．６m以上大きく、かつ、厚さ０．３m以上の鉄筋コンクリート造のふたで覆われていること ・ふたにかかる重量が直接タンクにかからない構造であること ・タンクが堅固な基礎に固定されていること	
□			外面保護（いずれか）	・プライマー塗装し、表面に覆装材を巻き付け後、エポキシ樹脂又はウレタンエラストマー樹脂による被覆を厚さ２mm以上に仕上げる ・プライマー塗装し、強化プラスチックによる被覆を厚さ２mm以上に仕上げる	
□		危険物の漏れを検知する設備		次のいずれかを設置（二重殻タンクは不要） ・タンク周囲に4箇所以上設ける管により危険物の漏れを検知する設備 ・タンク内の危険物の貯蔵量の変化を常時監視すること若しくは地下貯蔵タンク周囲の可燃性ガスを常時監視することにより危険物の漏れを検知する設備又はこれと同等以上の性能を有する設備	１３（１）13 １３（２）柱書 １３（３）柱書 則２３の３

一般取扱所(油圧装置等)　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第６号）　（省令第２８条の６０）

		どれか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数	３０倍未満	５０倍未満	５０倍未満	
□	施設の用途	油圧装置、潤滑油装置（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る）			則２８の５４（1）６
□	危険物の指定	引火点１００℃以上の第４類（１００℃未満で取り扱うものに限る）			〃
□	危険物の数量	５０倍未満			〃
□	保安距離	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
□	保有空地	設備の周囲　3m（屋内空地） 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則２８の６０
□	標識・掲示板	必要			９（1）３　則１７、１８
□	設置場所	不燃材料で造られた建築物内	建築物内	建築物内	則２８の６０(2)(3)(4)
□	階数制限	平屋建て	地階可	平屋建て	〃
□	建物構造等　壁	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料（延焼のおそれのある外壁⇒耐火構造)	〃
□	建物構造等　柱	(不燃材料) 屋内空地のとれない部分⇒耐火構造	耐火構造	不燃材料	〃
□	建物構造等　床	不燃材料（排水溝　必要） 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備、　必要	耐火構造	不燃材料	〃
□	建物構造等　はり	(不燃材料)	耐火構造	不燃材料	〃
□	建物構造等　屋根　上階有り	・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造	・・・・・・・・・・・・・・・	〃
	建物構造等　屋根　上階無し	(不燃材料)	不燃材料	不燃材料	
□	建物構造等　天井	(禁　止)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□	建物構造等　窓出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止)	特定防火設備（延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式) 窓⇒設置禁止	防火設備　ガラス⇒網入り（延焼のおそれのある外壁⇒自閉式特定防火設備　窓⇒設置禁止)	〃
□	危険物を取り扱う設備	床に堅固に固定する	・・・・・・・・・・・・・・・	床に堅固に固定する	〃
□	★換気設備	必要・防火ダンパー			〃
□	★採光・照明	必要			〃
□	★電気設備	★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要)			９（1）17
□	附帯設備　★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可)			９（1）13
□	附帯設備　★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（1）14
□	附帯設備　★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可)			９（4）15
□	附帯設備　★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（1）16　則１９
□	２０号タンク	該当タンク貯蔵所の基準参照 タンク容量の５０%の囲いの設置	タンク直下にタンク容量の５０%以上の囲い又はしきいの設置		９（1）20 則２８の６０
□	配管　構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（1）21 則１３の４ 則１３の５
□	配管　地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			
□	配管　地上設置　支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
□	配管　地上設置　支持物　材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く)			
□	配管　地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□	配管　地下設置	地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□	配管　金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□	配管　強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□	配管　強化プラスチック製配管	呼び径１００A以下			
□	配管　強化プラスチック製配管	取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油)			
□	配管　加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等	火災予防上支障のない位置に設ける			９（1）22

□	消火設備　★著しく消火困難	延べ面積1，000㎡以上	20	則３３
□	消火設備　消火困難	上記以外		則３４
□	消火設備　電気設備			則３６
□	★警報設備	10倍以上で義務	21	則３８
□	自動火災報知設備	延べ面積５００㎡以上		
□	その他	どれか一つ必要　・自動火災報知設備　・電話　・非常ベル　・拡声装置　・警鐘		

一般取扱所(切削装置等)　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第７号）　（省令第２８条の６０の２）

			どれか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数		１０倍未満	１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	
□	施設の用途		切削装置等（危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る）			則２８の５４（１）７
□	危険物の指定		引火点１００℃以上の第４類（１００℃未満で取り扱うものに限る）			〃
□	危険物の数量		３０倍未満			〃
□	保安距離		・・			
□	保有空地		設備の周囲　3m（屋内空地） 屋内空地のとれない部分⇒壁（出入口以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		則２８の６０の２（３）
□	標識・掲示板		必要			９（１）３　則１７、１８
□	設置場所		不燃材料で造られた建築物内	建築物内		則２８の６０の２(2)(3)
□	階数制限		平屋建	地階禁止		〃
□	防火区画		・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		〃
□	建物構造等	壁	不燃材料	耐火構造		〃
□		区画部分	屋内空地の取れない部分⇒耐火構造	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		
□		床	不燃材料（排水溝　必要） 危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要	耐火構造 液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要		〃
□		区画部分	・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造かつ出入口以外の開口部禁止		
□		はり	不燃材料	耐火構造		〃
□		屋根　上階有り	・・・・・・・・・・・・・・・・	耐火構造		〃
□		屋根　上階無し	不燃材料	不燃材料		〃
□		天井	禁止	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		〃
□		窓 出入口	屋内空地のとれない部分⇒自閉式特定防火設備（窓⇒設置禁止）	特定防火設備　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分⇒自閉式特定防火設備）		〃
□	★換気設備		必要　防火ダンパー			〃
□	一般取扱所の用に供する部分		可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備（防火ダンパー必要）			〃
□	★採光・照明		必要			〃
□	★電気設備		★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可）			９（１）15
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16
□	２０号タンク		該当タンク貯蔵所の基準参照			９（１）20 則２８の６０の２ (2)(3)
□		２０号防油堤	タンク容量の５０%の囲い設置	タンクの直下にタンク容量の５０%の囲い又はしきいの設置		
□	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			則１３の４
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			則１３の５
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□			呼び径１００A以下			
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等		火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く） ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く）		20	則３３
□		消火困難	上記以外			則３４
□		電気設備				則３６
□	★	警報設備	１０倍以上で義務		21	則３８
□		自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・延べ面積５００㎡以上		
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(熱媒体油循環装置)　 位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第２項第８号）　（省令第２８条の６０の３）

	指定数量の倍数			１０倍未満	１０倍以上３０倍未満	政省令等の根拠
□	施設の用途			危険物以外の物を加熱するため危険物を用いた熱媒体油循環装置 （危険物を取り扱う設備を建築物内に設けるものに限る）		則２８の５４（１）８
□	危険物の指定			高引火点危険物		〃
□	危険物の数量			３０倍未満		〃
□	保安距離			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
□	保有空地			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
□	標識・掲示板			必　　　要		９（１）３　則１７、１８
□	設置場所			建　築　物　内		則２８の６０の３(2)
□	階数制限			地　階　禁　止		〃
□	防火区画			耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		〃
□	建物構造等	壁		耐　火　構　造		〃
□			区画部分	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□		柱		耐　火　構　造		〃
□		床		耐　火　構　造（液状危険物　⇒　浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要）		〃
□			区画部分	耐火構造（７０mm以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止		
□		はり		耐　火　構　造		〃
□		屋根	上階有り	耐　火　構　造		〃
			上階無し	不　燃　材　料		〃
□		窓 出入口		特定防火設備　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁、区画部分 ⇒ 随時開放可能な自閉式特定防火設備）		〃
□	★換気設備			必要・防火ダンパー		〃
□	一般取扱所の用に供する部分			可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備（防火ダンパー必要）		〃
□	採光・照明			必　　　要		〃
□	★電気設備			★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）		９（１）17
□	避雷設備			・・・・・・・・・・・・・・・	必　要　（周囲の状況により設置省略可能）	９（１）19　則１３の２の３
□	★静電気除去装置			必　要　（堺審査基準で引火点４０℃未満の危険物に必要）		９（１）18
□	附帯設備	★漏れ等防止		漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可） 危険物の体積膨張による危険物の漏洩防止構造		９（１）13 則２８の６０の３（２）
□		★温度測定		加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置		９（１）14
□		★加熱・乾燥		直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可） 危険物の過熱防止装置		９（１）15 則２８の６０の３(2)
□		★加圧装置		圧力計　及び　安全装置		９（１）16
□	２０号タンク			該当タンク貯蔵所の基準参照		９（１）20 則２８の６０の３(2)
□		２０号防油堤		タンク容量の５０%以上（複数　最大タンクの５０％＋他のタンクの１０％）		
□	配管	構造		設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない		９（１）21
□		地上設置		地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装		則１３の４
□			支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造		
□			材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）		則１３の５
□		地下設置		接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置		
□				地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する		
□			金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置		
□			強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの		
□				呼び径１００A以下		
□				取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）		
□		加熱設備		火災予防上安全な構造とする		
□	★ポンプ・弁等			火災予防上支障のない位置に設ける		９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上		20	則３３
□		消火困難	上記以外			則３４
□		電気設備				則３６
□	★警報設備		１０倍以上で義務		21	則３８
□		自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・	・延べ面積５００㎡以上		
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要 ・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘		

一般取扱所(充てん、高引火点)　位置・構造・設備　基準

（政令第１９条第３項）　（省令第２８条の６２）

	指定数量の倍数		１０倍以下	１０倍超～１００倍未満	１００倍以上	政省令等の根拠
□	施設の用途		液体の危険物を車両に固定されたタンクに注入及び容器に詰め替える			則２８の６２（１）
□	危険物の指定		引火点１００℃以上の第４類（１００℃未満で取扱うものに限る）			則２８の６２（１）
□	危険物の数量		・・			
□	保安距離		必　　要（不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧線　除く）			則１３の６（３）１
□	保有空地		３ｍ以上			則１３の６（３）２
□	必要な空地	充てん空地	注油設備の周囲に必要な空地を保有する（危険物を移送する配管を除く）			則２８の５８（２）４
□		詰替空地	詰替え設備の周囲に必要な空地を保有する（危険物を移送する配管を除く） 懸垂式は、ホース機器の下方			則２８の５８（２）５
□	標識・掲示板		必　　要			９（１）３　則１７、１８
□	建物構造等	壁	耐火構造　又は　不燃材料　（２方以上　⇒　壁　禁止）			則２８の５８（２）
□		柱	耐火構造　又は　不燃材料			〃
□		床	耐火構造　又は　不燃材料			〃
□		はり	耐火構造　又は　不燃材料			〃
□		屋根	耐火構造　又は　不燃材料			〃
□		窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラスで造られた戸			則２８の６２（３）２
□	地盤面		ＧＬより高く、傾斜・コンクリート舗装　貯留設備、周囲に排水溝の設置 第４類の非水溶性危険物　取り扱う設備　⇒　油分離装置を設置			則２８の５８（２）
□	★電気設備		★★★電気工作物に係る法令の規程による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）17
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可）			９（１）15
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16　則１９
□	２０号タンク		該当タンク貯蔵所の基準参照（屋外、屋内にあるタンクで、その容量が指定数量の１／５未満のものを除く）			９（１）２０ 則１３の３
		２０号防油堤	屋外にあるタンク⇒タンク容量の５０%以上（複数　最大タンクの５０%＋他のタンクの１０%）			
□	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21 則１３の４ 則１３の５
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食）措置			
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの			
□			呼び径１００A以下			
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）			
□		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等		火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	・延べ面積1，000㎡以上	20	則３３
□		消火困難	600㎡以上1,000㎡未満必要		則３４
□		その他	上記以外		則３５
□		電気設備			則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・・ 延べ面積500㎡以上（１０倍以上）	21	則３８
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・・ どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘（10倍以上）		

製造所・一般取扱所(高引火点危険物)　位置・構造・設備　基準

（政令第９条第２項、第１９条第３項）　（省令第１３条の６、第28条の６１）

	指定数量の倍数		１０倍以下	１０倍超～１００倍未満	１００倍以上	政省令等の根拠
□	規制の範囲		・原則⇒棟又は１工程のプラント単位、かつ場所的に一体性を有すると認められる範囲及び保有空地 ・貯蔵用途部分⇒明らかに貯蔵を目的とする倉庫、タンク類は、別件として規制			
□	最大取扱数量の算定		工程図等で分かり易く示すこと（製品、原料等の品名　明示）			
□	危険物の指定		引火点１００℃以上の第4類（100℃未満で取り扱うものに限る）			９（２）
□	保安距離		必要（不活性ガスの高圧ガス施設、特別高圧電線　　除く）			則１３の６（３）①
□	保有空地		３m以上			則１３の６（３）②
			作業連続等ある⇒小屋裏に達する防火上有効な隔壁で減免　　可能			則１３
□	標識・掲示板		必　　要			９（1）③　則１７、１８
□	建物構造等	壁	不燃材料　（延焼のおそれのある外壁　⇒　耐火構造　必要）			９（１）⑤
□		柱	不燃材料			〃
□		床	不燃材料　（液状危険物⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要）			９（１）⑤⑨
□		はり	不燃材料			９（１）⑤
□		階段	不燃材料			９（１）⑤
□		屋根	不燃材料			９(1)⑥　則13の6(3)③
□		窓、出入口	防火設備又は不燃材料若しくはガラス（網入ガラス以外のガラスを含む。） 延焼のおそれのある外壁⇒随時開放可能な自閉式特定防砂設備　窓は設置禁止 ガラスを用いる特定防火設備は網入ガラス			則１３の６(3)④⑤
□	★換気設備		必　　要			９（１）⑩⑪
□	★採光・照明		必　　要			９（１）⑩
□	屋外設備		液状危険物　取り扱う設備　⇒　周囲に0.15m以上の囲いまたは側溝等の設置 非水溶性危険物　取り扱う設備　⇒　油分離装置を設置 液状危険物　⇒　地盤面：浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要			９（１）⑫
□	★電気設備		★★★電気工作物にかかる法令の規定による★★★（★のあるところ　審査　必要）			９（１）⑰
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）⑬
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）⑭
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災防止の附帯設備の設置　可）			９（１）⑮
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）⑯　則１９
□	２０号タンク		該当タンク貯蔵所の基準参照			９（１）⑳
		２０号防油堤	屋外にあるタンク→タンク容量の５０%以上（複数　最大タンクの５０%＋他のタンクの１０%） 高さ０．５m以上（条件により０．１５m以上とすることができる⇒別記１１[２０号タンク]参照）			則１３の３
□	配管	構造	設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により用意に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない			９（１）21
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装			
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造			則１３の４
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）			則１３の５
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置			
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する			
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置			
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格Ｋ７０１３及びＫ７０１４に定める基準に適合するもの			
□			呼び径１００Ａ以下			
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はＡ重油）			
□		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする			
□	★ポンプ・弁等		火災予防上支障のない位置に設ける			９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	延べ面積　１，０００㎡以上		20	則３３
□		消火困難	延べ面積６００㎡以上　　１，０００㎡未満			則３４
□		その他	上記以外			則３５
□		電気設備				則３６
□	★警報設備	自動火災報知設備	・・・・・・・・・・・・・・・	延べ面積500㎡以上	21	則３８
□		その他	・・・・・・・・・・・・・・・	どれか一つ必要・自動火災報知設備・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘（10倍以上）		

複数の取扱形態を有する一般取扱所

平成１０年３月１６日　消防危第２８号

				政省令等の根拠
□	指定数量の倍数		３０倍未満	
□	施設の用途		ア、吹付塗装作業等　イ、洗浄　ウ、焼入れ作業等　エ、ボイラー・バーナー オ、油圧装置等　カ、切削装置等　キ、熱媒体等	１９（１）
□	危険物の指定		ア、第２類、第４類（特殊引火物を除く）　イ・エ、４０℃以上の第４類に限る ウ、７０℃以上の第４類に限る　オ・カ高引火点危険物を１００℃未満　キ、高引火点危険物に限る	則２８の５４
□	危険物の数量		最大３０倍未満であること	危第２８号
□	技術基準の特例		令第９条第１項第１号、第２号第４号～第１１号　アイウエオカキの複合施設 令第９条第１項第１号、第２号第４号～第１１号、第１８号、第１９号　オカの複合施設	危第２８号
□	組合せの禁止		可燃性の上記又は微粉（霧状の危険物をを含む、以下同じ）を放散するおそれのある設備と火花又は高熱等を生ずる設備を併設しないこと。ただし、放散された可燃性蒸気又は滞留するおそれの無い場合はこの限りではない。	危第２８号
□	保安距離		不　　要	危第２８号
□	保有空地		不　　要	〃
□	標識、掲示板		必　　要	９（１）３
□	設置場所		建　築　物　内	危第２８号
□	階数制限		地階の禁止（但し、エオのみの形態を除く）	〃
□	防火区画		耐火構造（７０mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	〃
□	建物構造等	壁	耐火構造	〃
		区画部分	耐火構造（７０mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	
□		柱	耐火構造	〃
□		床	耐火構造 浸透しない構造、傾斜、貯留設備	〃
□		区画部分	耐火構造（７０mm鉄筋コンクリート造等出入口以外禁止）（但し、オカのみの複合施設は除く）	〃
□		はり	耐火構造	〃
□		屋根（上階の床）	上階あり⇒耐火構造 上階なし⇒耐火構造（但しアイ以外の形態のみの複合施設は不燃材料でできる）	〃
□		窓 出入口	禁止 特定防火設備（延焼のおそれのある部分は、自閉式の特定防火設備）	〃
□	★	換気設備	必要、防火ダンパー	〃
□	★	採光・照明	必要、防火ダンパー	〃
□	★	電気設備	電気工作物に係る法令によること	９（１）17
□	静電気除去設備		必要（オカのみの複合施設は除く）	９（１）18
□	附帯設備	★漏れ等防止	必要、防火ダンパー	９（１）13
□		★温度測定	必要（加熱する場合等）	９（１）14
□		★加熱・乾燥	過熱を防止する設備（イキの危険物取扱形態を有する設備に係るものに限る） ウに掲げる危険物の取扱形態により取り扱われる危険物が危険な温度に達するまでに警報することができる装置を設けること	危第２８号
□		★加圧装置	圧力計、安全装置	９（１）15
□		★体積膨張防止装置	キの危険物の取扱形態を有する設備には、危険物の体膨張による危険物の漏洩を防止することができる装置を設けること	危第２８号
□	緊急時対策		地震時、停電時　⇒　自動遮断装置（非常用電源に係るものを除く）	則２８の５７（２）２
□	避雷設備		必要（周囲の状況によって不要）但し、オカに掲げる危険物の取扱形態のみを有するものにあっては不要とする	９（１）19
□	２０号タンク		材質等該当タンクの基準の例によること。エに掲げる危険物の取扱形態を有するものにあっては、危険物を取り扱うタンクの容量の総計を１／５未満にすること	９（１）20
□	２０号防油堤		２０号防油堤の基準によること（容量が指定数量の１／５未満のタンクは除く） オ及びカに掲げる危険物の取扱形態のみの場合は、しきいを高くすることをもって囲いに代替えすることができる	危第２８号
□	配管	構造	・設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により用意に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない	９（１）21
□		地上設置	地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装	則１３の４
□		支持物	地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造	則１３の５
□		材質	鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）	
□		地下設置	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
□			地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する	
□		金属製配管	設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食（電気防食）措置	
□		強化プラスチック製配管	日本産業規格Ｋ７０１３及びＫ７０１４に定める基準に適合するもの	
□			呼び径１００Ａ以下	
□			取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はＡ重油）	
□		加熱設備等	火災予防上安全な構造とする	
□	★	ポンプ・弁等	火災予防上支障の無い位置に設ける	９（１）22

□	消火設備	★著しく消火困難	①延べ面積　１，０００㎡以上 ②他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの ③高さ６ｍ以上で危険物を取り扱う設備を有するもの ④②及び③については、高引火点のみを１００℃未満で取り扱うものを除く	20	則３３
□		消火困難	上記以外のもの		則３４
□		電気設備			則３６
□	★	警報設備	１０倍以上で義務	21	則３８
□		自動火災報知設備	・延べ面積が５００㎡以上 ・他用途部分と開口部のない耐火構造の壁、床で区画されていないもの（高引火点のみを１００℃未満で取り扱うものを除く）		
□		その他	どれか一つ　・自動火災報知設備　・電話　・非常ベル　・拡声装置　・警鐘		

一般取扱所(蓄電池)　位置・構造・設備　基準

(政令第１９条第２項第９号)　(省令第２８条の６０の４)

			どれか選択			政省令等の根拠
	指定数量の倍数		指定なし（屋外設置）	１０倍未満（建築物屋上に設置）	３０倍未満(建築物内に設置)	
□	施設の用途		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	則２８の５４⑨
□	危険物の指定		リチウムイオン蓄電池により貯蔵される第２類又は第４類			〃
□	危険物の数量		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	〃
□	保安距離		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	〃
□	保有空地		設備の周囲　３ｍ 建築物の壁及び柱まで３ｍ未満の部分⇒壁（出入口（自動閉鎖の特定防火設備）以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	囲いの周囲　３ｍ 建築物の壁及び柱まで３ｍ未満の部分⇒壁（出入口（自動閉鎖の特定防火設備）以外の開口部禁止）、柱　耐火構造	・・・・・・・・・・	則２８の６０の４（３）（５）①
□	標識・掲示板		必要			９（１）３　則１７、１８
□	設置場所		屋外	建築物屋上	**建築物内**	則２８の６０の４（３）（４）（５）
□	危険物を取り扱う設備（配管は除く）		キュービクル式、堅固な基礎の上に固定 ※蓄電池設備は告示で定める基準に適合すること。	屋上に固定、キュービクル式（鋼板で造られた外箱に収納） 周囲に高さ0.15ｍの囲い。 囲いの内部⇒浸透しない構造、傾斜、貯留設備に油分離装置　必要	・・・・・・・・・・	則２８の６０の４（４）③、⑤（５）②、③
□	階数制限		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**地階可**	則２８の６０の４（３）
□	防火区画		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止	則２８の６０の４（３）
□	建物構造等	壁	・・・・・・・・	耐火構造		則２８の６０の４（３）、（４）
□		区画部分	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止	則２８の６０の４（３）
		柱	・・・・・・・・・・	耐火構造		則２８の６０の４（３）、（４）
□		床	・・・・・・・・	耐火構造		則２８の６０の４（３）、（４）
			・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	浸透しない構造、傾斜、貯留設備　必要	則２８の６０の４（３）
□		区画部分	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	耐火構造（７０ｍｍ以上のＲＣ造等）かつ出入口以外の開口部禁止	則２８の６０の４（３）
□		はり	・・・・・・・・	耐火構造		則２８の６０の４（３）、（４）
□		屋根　上階有り	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	耐火構造	則２８の６０の４（３）
		屋根　上階無し	・・・・・・・・	不燃材料		則２８の６０の４（３）、（４）
□		天井	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	
□		窓 出入口	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	特定防火設備　窓⇒設置禁止 （延焼のおそれのある外壁及び一般取扱所以外の部分との隔壁に設ける出入口⇒自閉式特定防火設備）	則２８の６０の４（３）
□	★換気設備		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	必要	則２８の６０の４（３）
□	一般取扱所の用に供する部分		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	可燃性の蒸気又は微粉が滞留するおそれ⇒屋外の高所に排出する設備（防火ダンパー必要）	則２８の６０の４（３）
□	★採光・照明		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	必要	則２８の６０の４（３）
□	★電気設備		・・・・・・・・	**電気工作物に係る法令の規程による(★のあるところ　審査　必要)（告示の基準に適合する蓄電池設備を設置する場合は対象外）**		９（１）17
□	附帯設備	★漏れ等防止	漏れ、あふれ、飛散　防止構造（災害防止の附帯設備の設置　可）			９（１）13
□		★温度測定	加熱、冷却等あるもの　温度測定装置　設置			９（１）14
□		★加熱・乾燥	直火　禁止　（防火上安全な場所　又は　火災予防上の附帯設備の設置　可）			９（１）15
□		★加圧装置	圧力計　及び　安全装置			９（１）16
□	２０号タンク		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	該当タンク貯蔵所の基準参照	９（１）20 則２８の６０の２(2)(3)
□		２０号防油堤	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	タンクの直下にタンク容量の５０％の囲い又はしきいの設置	
□	配管	構造	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**設置される条件及び使用される状況に照らして十分な強度・取り扱う危険物により容易に劣化しない・火災等による熱によって容易に変形しない**	９（１）21 則１３の４ 則１３の５
□		地上設置	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**地盤面上　（接地　禁止）、外面　要さび止め塗装**	
□		支持物	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**地震、風圧、地盤沈下、温度変化による伸縮等に対し安全な構造**	
□		材質	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**鉄筋コンクリート造又は同等の耐火性能を有するもの（火災により変形するおそれのない場合除く）**	
□		地下設置	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	接合部（溶接その他危険物の漏洩のおそれがない方法による接合部を除く）の漏洩点検措置	
□			・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**地盤面にかかる重量が配管にかからないよう保護する**	
□		金属製配管	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**設置される条件の下で腐食するおそれのある場合、防食(電気防食)措置**	
□		強化プラスチック製配管	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**日本産業規格K7013及びK7014に定める基準に適合するもの**	
□			・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**呼び径100A以下**	
□			・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**取り扱うことのできる危険物の種類（自動車用ガソリン、灯油、軽油又はA重油）**	
□		加熱設備等	・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**火災予防上安全な構造とする**	
□	★ポンプ・弁等		・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・	**火災予防上支障のない位置に設ける**	９（１）22
□	消火設備	★著しく消火困難	**・延べ面積1，000㎡以上 ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く） ※指定数量の倍数が100倍以上は、冷却するための散水設備を設備を包含するよう設置**	**・延べ面積1，000㎡以上 ・高さ6m以上の部分で危険物を取り扱う設備を有するもの（高引火点除く） ・他用途部分と開口部のない耐火構造の床、壁で区画さていないもの（高引火点除く）**		20　則３３
□		消火困難	**・指定数量の倍数が10倍以上 ・延べ面積600㎡以上 ※指定数量の倍数が100倍以上は、冷却するための散水設備を設備を包含するよう設置**	・延べ面積600㎡以上	・指定数量の倍数が１０倍以上 ・延べ面積600㎡以上	則３４
□		その他	上記以外			則３５
□		電気設備				則３６
□	★警報設備		１０倍以上で義務			21　則３８
□		自動火災報知設備	・・・・・・・	・指定数量の倍数が100倍以上 ・延べ面積５００㎡以上 ・一般取扱所以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（一般取扱所とその他の部分を開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く）		
□		その他	**どれか一つ必要・自動火災報知設・電話・非常ベル・拡声装置・警鐘**			